

## 福祉のまちづくり条例、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進条例の現状と施設整備の課題

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

今でも「福祉のまちづくり条例」という名称の条例が多い。その「福祉のまちづくり」を推進するための条例は、町田市が全国で初めて制定したことから、徐々に全国に広がっていった。そして今、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進条例という名称の条例が生まれてきている。

本稿は、町田市の取組みを振り返るとともに、全国の条例策定状況を概観しながら、とりわけ重要な施設整備の課題を考えたいと思う。

### 1. 町田市の福祉のまちづくり総合推進条例

まず、町田市の福祉のまちづくり総合推進条例について、市のHP（福祉のまちづくり総合推進条例の概要）からみておこうと思う。

#### （1） 条例制定に至る経緯

町田市は、1974年8月に全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉住環境整備要綱」を施行し、「車いすで歩けるまちづくり」を行政の中心課題として取組み、障がい者、高齢者をはじめとする全ての市民の社会参加を促進する努力を重ねてきた。

事業者の方等の協力により、スロープの設置、階段手すりや車椅子で利用できるトイレの設置等に一定の成果を収めた要綱だったが、1990年代に入り目前に迫った高齢社会を迎えるにあたり、福祉のまちづくりをさらに充実させることが必要となってきた。

1992年には、老人福祉法に基づく老人福祉計画の策定等のために、1990年に発足した「町田市高齢社会対策検討委員会」から「昭和40年代に策定した要綱は、依然として要綱のレベルに留まっており、規制対象の拡大、規制を強化するなど、新たな方向性の検討が必要である。」との提言を受け、また、1993年3月には、東京都建築安全条例が改正され、都安全条例より市要綱のほうが対象建築物が広いため調整が必要になったこと等から、要綱の条例化が進められることとなった。

そして1993年12月、要綱の内容をさらに充実させるかたちで「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」が公布された。

その後、2000年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が公布され、2001年1月に東京都福祉のまちづくり条例が大幅に改正されたことなどから、市としても整備基準の見直し等が必要とな

った。そこで新たに子育て支援環境設備（ベビーチェア・ベビーベッド、授乳及びオムツ替えの場所）等の整備項目を追加し、2001年12月に条例の一部を改正し、2002年1月に施行規則の一部改正を行った。

## （2）心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの理念に基づく条例への改正

町田市福祉のまちづくり総合推進条例制定から15年以上が経過し、本格的な高齢化、少子化の到来や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」が施行され、また、障がい者の自立に関する「障害者自立支援法」が施行されるなど、福祉のまちづくりを取り巻く状況は目まぐるしく変化している。

このような状況に対応するため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめ、福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを基本とし、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が、安心して快適に住み続けることができるよう、2010年3月、福祉のまちづくり総合推進条例を改正し同年7月に施行した。この2010年改正の概要は以下のとおり。

- 心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめとする、福祉のまちづくりを総合的に推進する考え方を基本理念としている。
- 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項として、従来からの健康の確保、社会参加の促進に加えて、情報、サービス及び心のバリアフリーに関する取組を推進している。
- 福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画策定
- 都市施設等の整備に関して、町田市が条例制定以降15年余にわたって積み重ねてきた取組を基本において、国の法律や東京都の条例と整合を図りつつ、より質の高い整備を推進し、実現する。
- 福祉のまちづくりの進展を踏まえた、より望ましい整備

こうした経緯を踏まえ町田市は、2014年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」や、条約締結に先立ち、障害者差別解消法等の国内法令の整備がすすめられたこと、東京都のオリンピック2020大会やその先に向けた福祉のまちづくりのより一層の推進するための「車椅子使用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準の追加」、宿泊施設の一般客室の整備基準の追加」などの規則改正が行われたことなどから、2020年10月および2021年4月に規則を改正し、整備基準の整理や強化を図っている。

## 2. 福祉のまちづくり条例、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進条例の現状

全国的な動向や現状は、（公財）地方自治研究機構が「条例の動き」の中で、建築物、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進することを目

的とする条例を取り上げている。

#### (1) 条例制定の状況

公共的施設のバリアフリー化を進めるため、構造や設備に関する整備基準を設け、事業者に対してその遵守をさせるための手続（事前協議又は届出、指導、勧告、公表等）を規定する自主条例は、都道府県では、兵庫県及び大阪府に続いて、平成5年10月に山梨県が「山梨県障害者幸住条例」を制定し、平成6年6月にハートビル法が制定されて以降は、他の都道府県でも制定が広がっていった。平成15年3月制定の群馬県「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を最後に、47都道府県すべてが条例を制定した。

また、指定都市や一般市区町村でも、全体としてみた場合、数は多くはないが、こうした自主条例が制定されている。

これらの条例の中には、平成12年5月の交通バリアフリー法の制定、平成14年7月のハートビル法の改正、平成18年6月のバリアフリー法の制定等を踏まえ、改正がなされているものが少なくない。特に、平成14年改正されたハートビル法やそれに続くバリアフリー法が、対象施設の追加、規模の引き下げ、制限の付加等を条例に委任しており、法の規定に基づき委任規定を盛り込んだ条例も一定程度ある。また、一部の自治体では、自主条例とは別に委任規定だけを置く条例（委任条例）を制定している。

自主条例の条例名としては、「福祉のまちづくり条例」とするものが最も多く、次いで「ひと（人）にやさしい（福祉の）まちづくり条例」とするものが多い。他方、条例名に「バリアフリー」を使用するものもあり、また、平成19年以降制定又は改正された条例には条例名に「ユニバーサルデザイン」を使用するものもある。

#### (2) 都内の制定状況

（公財）地方自治研究機構の「条例の制定状況」から、都内の制定状況をみると次ページの表に集約される（令和5年2月8日現在）。簡単に整理すれば以下のとおり。

- ・自主条例－以下の表の全部 1都5区6市
- ・委任条例－東京都、世田谷区
- ・自主条例の中に委任規定あり－練馬区

条例を制定しているのは東京都のほか、5区6市である。他の道府県の以下の現状と比較すれば少ないとは言えないが、やはり23区26市すべてで施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進するために、条例制定を進めるべきである。

- ・指定都市 7市
- ・一般市 11市

全国的に条例未制定の市区町村は、バリアフリー法に基づく整備基準の設定などにより対応しているのだが、やはり地域の多様な意見を反映した条例を制定することが必要不可

欠である。

**都内の条例（令和5年2月8日現在）**

自治体	条例の名称	条例施行日
東京都	東京都福祉のまちづくり条例	平成7年4月1日
	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（委任状例※）	平成16年7月1日
新宿区	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例	令和2年4月1日
世田谷区	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 （平成7年「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」制定、平成19年廃止・現行条例制定）	平成7年3月20日
	世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（委任状例）	平成19年4月1日
板橋区	東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例 （制定時条例名「東京都板橋区バリアフリー推進条例」平成28年条例名変更）	平成14年4月1日
練馬区	練馬区福祉のまちづくり推進条例（委任規定※2）	平成22年10月1日
足立区	足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例 （平成17年「足立区まちづくり推進条例」制定、平成24年全部改正）	平成24年12月1日
府中市	府中市福祉のまちづくり条例	平成8年9月1日
調布市	調布市福祉のまちづくり条例	平成9年4月1日
町田市	町田市福祉のまちづくり総合推進条例 （公布：平成5年12月24日）	平成7年7月1日
小平市	小平市福祉のまちづくり条例	平成9年4月1日
日野市	日野市ユニバーサルデザイン推進条例	平成21年4月1日
狛江市	狛江市福祉基本条例 （平成6年制定、令和2年全部改正）	令和2年7月1日

※ バリアフリー法14条3項に基づいて制定された委任条例（東京都、世田谷区）

※2 バリアフリー法に基づく委任規定を置いている（練馬区）

**4. 施設整備の課題**

私が最も関心のあるのは民間の施設整備である。ここでは以下の自治体のマニュアル等を紹介し、課題を考えたいと思う。

- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（一部改正、令和5年10月1日施行）
- ・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル（建築物・共同住宅等）
- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）

**（1）東京都の施設整備マニュアル**

**① 対象施設**

		都市施設	特定都市施設
建築物 (小規模建築物を含む。)	1 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	全て
	2 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	全て
	3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1,000 m <sup>2</sup> 以上
	4 集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200 m <sup>2</sup> を超えるもの)、公会堂。	全て
		集会場(冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200 m <sup>2</sup> 以下のもの。)	1,000 m <sup>2</sup> 以上
		公民館など	200 m <sup>2</sup> 以上
	5 展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000 m <sup>2</sup> 以上
	6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど	全て
		卸売市場	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	7 宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000 m <sup>2</sup> 以上
	8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	9 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	10 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	全て
	11 運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場など	1,000 m <sup>2</sup> 以上
	12 文化施設	博物館、美術館、図書館など	全て
	13 公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000 m <sup>2</sup> 以上
	14 飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	全て
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1,000 m <sup>2</sup> 以上
	15 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など	全て
	16 工業施設	工場など	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	17	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
18 自動車関連施設		駐車場	500 m <sup>2</sup> 以上
		自動車修理工場、自動車洗車場	200 m <sup>2</sup> 以上
		ガソリンスタンド	全て
		自動車教習所	1,000 m <sup>2</sup> 以上
19 公衆便所	公衆便所	全て	
20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
21 地下街	地下街など	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
22 複合施設	1から21の施設の複合建築物	2,000 m <sup>2</sup> 以上	
道 路	道路	道路法による道路	全て
公 園	公園等	都市公園、児童遊園、都立公園、その他都立及び区市町村立公園など	全て
公 共 交 通 施 設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	全て
路 外 駐 車 場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの		500 m <sup>2</sup> 以上

東京都は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や福祉のまちづくり条例施行規則の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」をはじめとしたガイドラインの改訂など、バリアフリーに関する基準等の見直しが行われたことを踏まえ、施設整備マニュアルの改訂を行い、今年（令和5年）10月1日に施行している。条例の対象となる施設は以下の施設で、具体的には上表に網羅されている。

- ◇ 都市施設（整備基準への適合努力義務がある施設）
- ◇ 特定都市施設（都市施設のうち、新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着工前の届出が必要な施設）  
表にあるように、建築物（小規模建築物を含む。）が 22 施設と最も多く、そのほかに道路、公園、公共交通施設、路外駐車場がある。

## ② ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備の手法

マニュアルには以下の項目がある。

- 1 東京都における福祉のまちづくりの経緯
- 2 条例の対象となる施設（先述した）
- 3 施設整備の進め方
- 4 事務手続きの流れ
- 5 ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備の手法
- 6 利用者の視点に立った情報提供の考え方
- 7 このマニュアルの見方

この中で重要なのは「ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備の手法」である。「環境整備の手法」としては、次の視点と考え方が協調されている。2つともきわめて重要な手法であるが、ここでは、「(1) 利用者の視点に立ったユニバーサルデザインを図るための視点」として掲げられた「5つの視点」を紹介する。

- (1) 利用者の視点に立ったユニバーサルデザインを図るための視点
- (2) 当事者参画の考え方

### **5つの視点**

- 公平（だれもが同じように）  
だれもが同じように施設や設備を利用できる
  - ・ 高齢者や障害者、子ども、外国人などの多様なニーズを視野に入れている。
  - ・ 基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている（特別な経路を設定していない）。
  - ・ だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。
  - ・ いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。
- 簡単（容易に）  
利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる
  - ・ 人の自然な動きに配慮し、分かりやすい配置や経路となっている。
  - ・ 施設や設備の利用方法が、簡単で分かりやすいようになっている。
  - ・ 情報が、必要な場所で適切な方法により入手できる。

- ・ 情報が、重要な順に分かりやすく提供されている。
- 安全（危険なく）
  - 特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる
  - ・ だれにとっても、危険なものや場所がないよう配慮されている。
  - ・ 設備・器具等が安全に操作、利用できるようにつくられている。
  - ・ うっかりミス等があっても、危険がないように配慮されている。
- 機能（使い勝手よく）
  - 使い勝手よく施設や設備を利用できる
  - ・ どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。
  - ・ 押しボタン等の操作系設備の配置は自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。
  - ・ 設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるように配慮されている。
- 快適（気持ちよく）
  - 気持ちよく施設や設備を利用できる
  - ・ だれもが同じように施設や設備を利用できる
  - ・ 施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。
  - ・ 生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。
  - ・ だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるよになっている。

なおマニュアルは、建築物編（共同住宅等以外、共同住宅等、小規模建築物）、道路編、公園編、公共交通施設編、路外駐車場に分けて整備されているほか、関連法令等や各種規格等（標識、設備及び機器への点字の適用方法、触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法、点字の読み方、視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列、エレベーターについて、公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置、案内用図記号、案内用図記号、色弱者の特性と色の選び方、書体について、基本寸法）がまとめられている。

### ③ 店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン

なお東京都には「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」がある。このガイドラインは、条例に定める整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、店舗等内部における整備の考え方を中心にまとめられている。

その特徴は、高齢者、障害者、子育て中の方等からヒアリングした問題点と現状を紹介し、整備の考え方に加えて、整備イメージ図や整備事例を示すことにより、様々な人が、何に困っているのかを理解した上で、各施設の規模や特性に応じたユニバーサルデザインの工夫ができる構成となっている。

詳細は参考資料を読んでいただきたい。主な内容は以下のとおり。

店舗等内部の共通の配慮、いろいろな種類別店舗等内部の配慮、案内標示、照明の配慮、さらに加えるべき配慮、チェックリストなど、音声読み上げ用テキストデータなど。

#### ④ 東京都と市区町村との関係

八王子市は、「東京都福祉のまちづくり条例」の中で、都と使途の関係を以下のように記述している（更新日：令和3年2月17日）

「東京都福祉のまちづくり条例」は、ユニバーサルデザインを基本理念とし、一定の用途の施設（都市施設）について、整備基準への適合努力を義務付けている。さらに、都市施設のうち、「特定都市施設」に規定されるものは、工事前の届出が必要であり、かつ改正後は整備基準への適合遵守が義務付けられる（平成21年9月30日までに届出をされたものについては、これまでの条例が適用される）。

この届出に関することは区市町村の事務となっている。したがって「特定都市施設」の新設または改修を行う場合は、事前に八王子市への届出が必要となる（着工の30日前までに届出）。

なお、八王子市の「まちづくり条例」はないで、上記の「東京都福祉のまちづくり条例」の規定に準じた届出をお願いします。

▽   ▽   ▽

八王子市のように「福祉のまちづくり条例」「ユニバーサルデザイン推進条例」のような条例にないところは、八王子市と同様な対応がされているものと思われる。世田谷区と町田市については次項で述べる。

## （2）世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル

世田谷区の施設整備マニュアルは、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」で定められた基準について、図を用いながら具体的に分かりやすく解説した内容をまとめたA4サイズの冊子である。概要編、解説編、資料編の三部構成となっている。

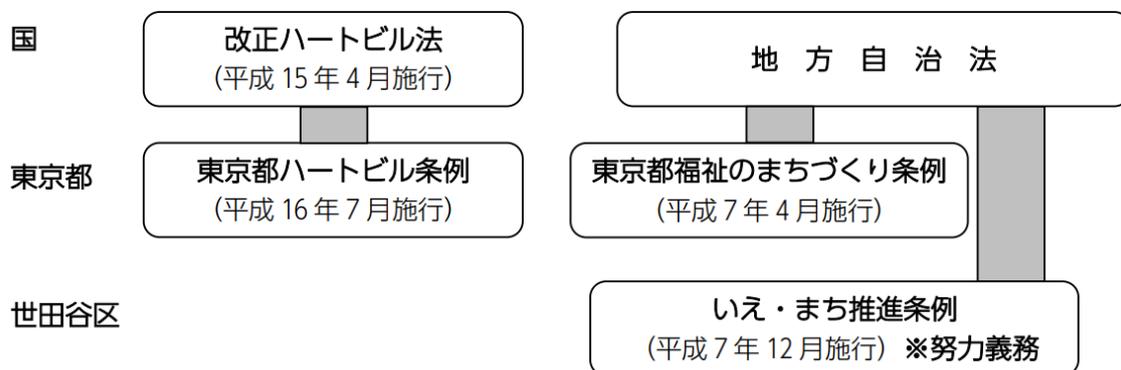
ここでは概要編について、以下の4 整備における基本的な考え方（建築物・集合住宅・小規模建築物）について紹介する。

- 1 世田谷区のユニバーサルデザインへのあゆみ
- 2 バリアフリー建築条例
- 3 ユニバーサルデザイン推進条例
- 4 整備における基本的な考え方（建築物・集合住宅・小規模建築物）
- 5 整備における基本的な考え方（道路・交連・公共交通施設・路外駐車場）

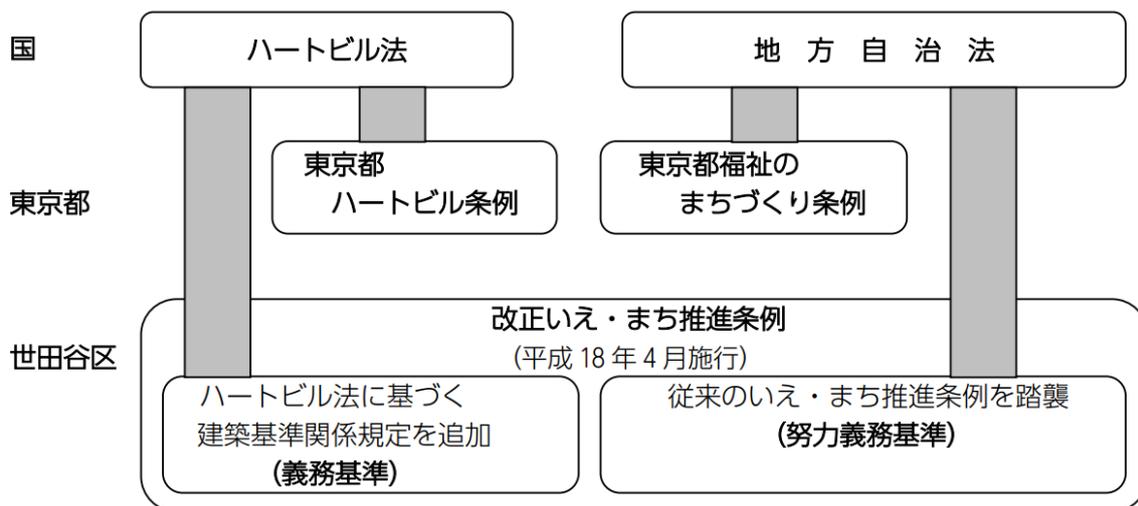
### ① 世田谷区のユニバーサルデザインへのあゆみ

国、都、世田谷区の時系列的な関係を、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル（令和2年）に示された図によれば以下のとおり。

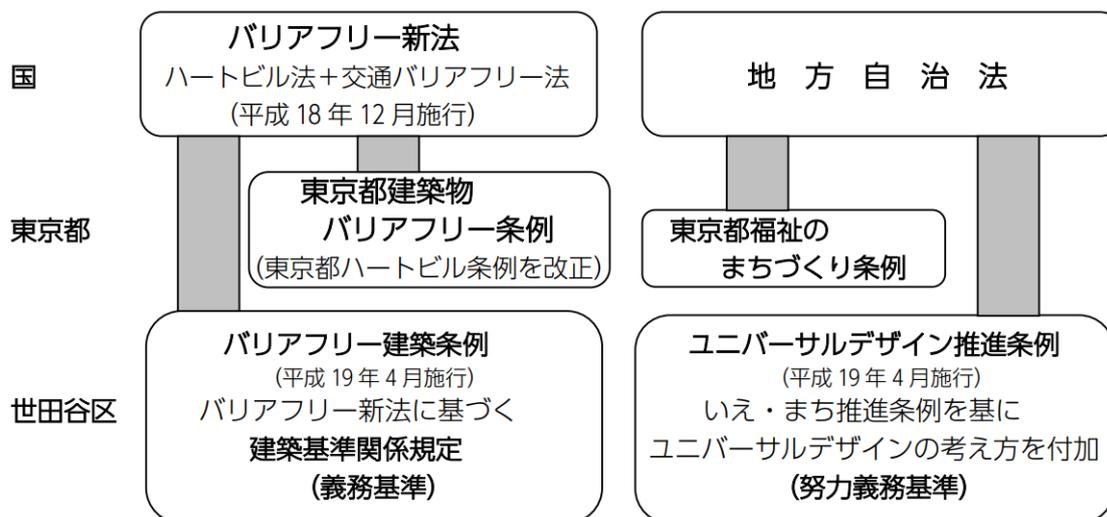
○ いえ・まち推進条例



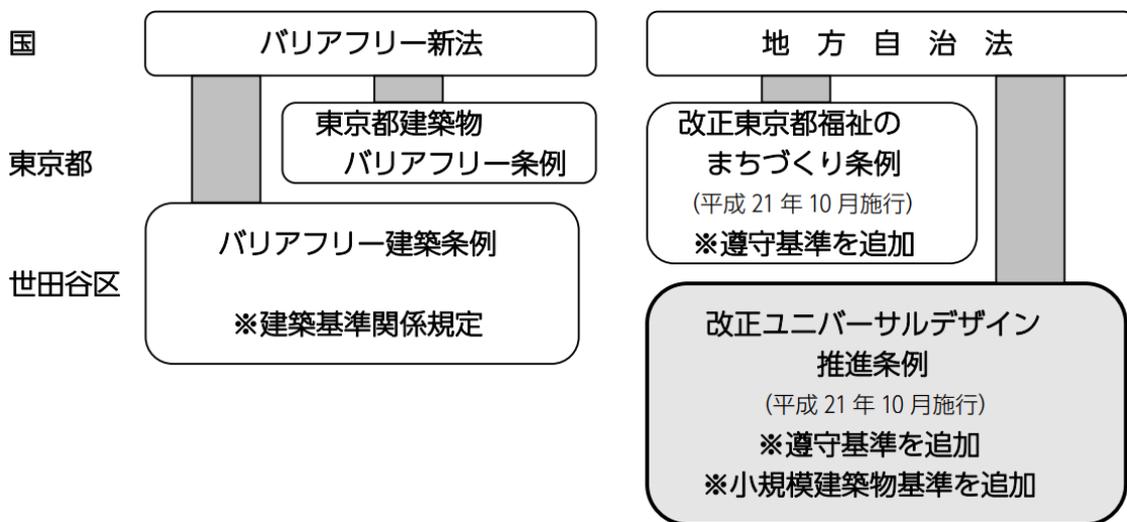
○ 改正いえ・まち推進条例



○ ユニバーサルデザイン推進条例



○ 改正ユニバーサルデザイン推進条例



② 整備における基本的な考え方

整備における基本的な考え方（建築物・集合住宅・小規模建築物）は以下の内容が示されている。（要点のみ記す）

1 条例の対象施設

基本的には東京都の考え方を踏まえたものである。

2 届出と適合証の交付



《整備基準適合証シール》

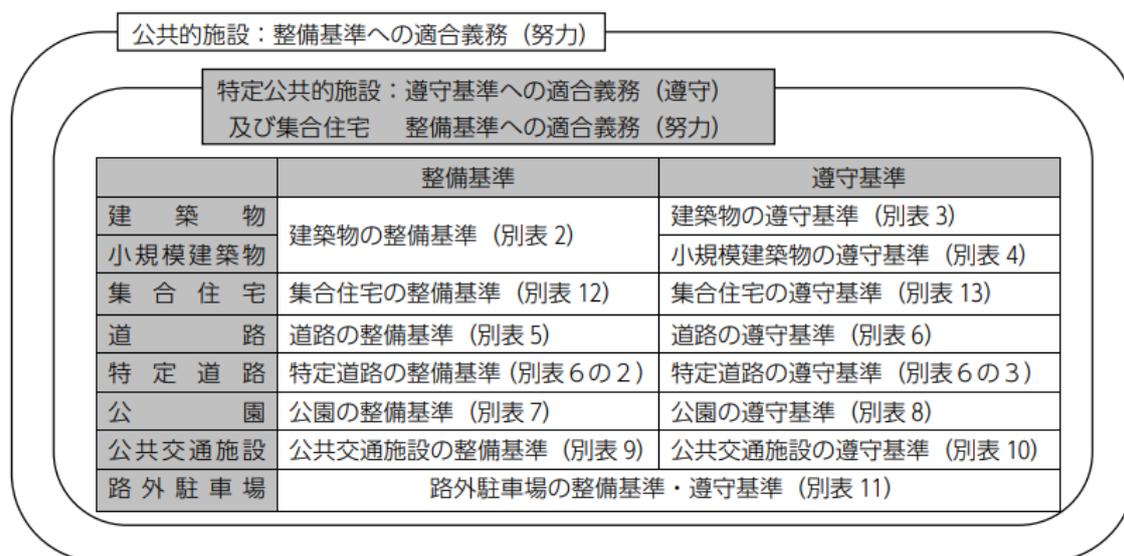


《遵守基準適合証シール》

特定公共的施設と集合住宅は規則で定める規模以上の新設・改修をする際には、届出が必要となる。

また、完了時には完了届を提出していただき、条例の整備基準にすべて適合していることが確認できる場合には「ユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証」および「ユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証シール」を、遵守基準にすべて適合していることが確認でき、希望される方には、「ユニバーサルデザイン推進条例遵守基準適合証シール」を交付している。建物の入口付近への掲示をお願いする。

### 3 整備基準の種類と整備の対象範囲



※別表は省略

### 4 複合建築物の考え方

公共的施設の用途ごとに特定公共的施設となる規模を定めているが、一つの建築物内に複数の用途があり、各用途が特定公共的施設となる規模に満たない場合でも、公共的施設及び集合住宅の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物は、特定公共的施設となる。

#### ③ 東京都との関係、連携等

国や東京都との関係、連携は「世田谷区のユニバーサルデザインへのあゆみ」で図示したとおりである。

#### (2) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル（2021年3月改訂）

町田市には次の2つのマニュアルがある。

- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル（建築物・共同住宅等）
- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）

世田谷区は「建築物・共同住宅等」を紹介したので、町田市は「道路・公園・公共交通施設・路外駐車場」を紹介したいと思う。

#### <町田市HP 整備基準等マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）（2022年規則改正対応）追補版について>

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部改正（2023年10月1日施行）に伴うマニュアルの改訂版については、10月中の掲載が予定されている。そこでここでは、2022年規則改正対応）追補版について紹介する。設備基準等マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）は次のように構成されている。

【概要編】

【解説編】1 道路編、2 公園編、3 公共交通施設編、4 路外駐車場編

【資料編】関連法令等

【資料編】各種規格等

すべてを紹介するには紙幅が足りないので、「公園編」を見ることにする。

#### <「公園編」の構成>

1 基本的考え方（略）

2 都市施設の範囲

下記の公園等を都市施設とする。

- (1) 都市公園法に規定する都市公園
- (2) 児童福祉法第40条に掲げる児童遊園
- (3) 東京都立公園条例に規定する都市公園以外の公園
- (4) (1)の項から(3)の項までに掲げる公園以外の地方公共団体が設置する公園
- (5) 自然公園法に規定する自然公園
- (6) 国及び地方公共団体以外の者が都市計画法第59条第4項の許可を受けて行う都市計画事業による公園
- (7) 東京都霊園条例に規定する霊園
- (8) 庭園（寺社等に附属する庭園、美術館、博物館等に附属する庭園及び冠婚葬祭施設等に附属する庭園を除く。）
- (9) 動物園及び植物園（大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。）
- (10) 遊園地
- (11) その他これらに類する施設

3 特定都市施設の範囲（略）

4 整備の対象範囲

公園等の新たな造成・整備及び既設の施設等を改修等する場合に、整備基準に適合することが義務付けられる

## 5 整備基準の適用除外

下記に該当する都市施設のうち、整備基準の適合が困難であると市長が認める場合についてはこの限りではない。

- 1 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 2 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 3 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの
- 4 都市施設の範囲の（２）、（３）、（４）及び（５）において、著しく狭小な敷地に設けるもの

### <具体的な内容> 「基本的な考え方」

- ① 出入口  
高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が通行しやすい出入口を1以上設ける。
- ② 園路  
高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に園内の主要な施設を利用できる園路を1以上確保すること。なお、利用者の利便を考慮し、トイレ・水飲み・ベンチ等の便益・休憩施設に接するものとする。
- ③ 階段  
高齢者、車椅子使用者等の負担軽減と、転落等の防止を図る。
- ④ 傾斜路  
園路に高低差が生じる場合には傾斜路を設け、車椅子使用者等の通行を確保する。
- ⑤ 転落防止等  
転落の危険がある場所での安全確保を図る。
- ⑥ 休憩所  
高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が快適に使える休憩の拠点を設ける。
- ⑦ 野外劇場・野外音楽堂  
高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が座席まで円滑に到達し観覧できるよう、出入口や通路の幅等を確保するとともに、車椅子使用者等のための観覧スペースを設ける。
- ⑧ 公園内建築物・屋内設備  
公園内の建築物全般について、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が使いやすいものにする
- ⑨ 駐車場  
障がい者用駐車区画等を設けるとともに、障がい者等が円滑に通行できる園路に接続させる。また、敷地の制約等により駐車場の整備が困難な場合においても、自動車で来

園した障がい者等が駐車できるスペースを確保する。

⑩ 便所（トイレ）

便所を設ける場合には、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が使いやすいものとする。

<便所における機能分散の考え方>

建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」に準ずる。

⑪ 飲み・手洗場

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が利用できる構造の水飲み・手洗場を設ける。

⑫ 案内・標示

各種の案内や注意喚起等を行うために、全ての人が分かりやすい表示内容及び方法で、適切な位置及び形状の案内板等を設ける。

⑬ ベンチ

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切にベンチを設置する。

⑭ 野外卓

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切に野外卓を設置する。

⑮ 排水溝（ます）

排水溝（ます）を設置する場合には、その形状や設置位置に関して、高齢者や障がい者等の通行等に支障のないものとする。

⑯ 広場

広場は中心的な公園施設であり、多様なレクリエーションが可能な場所であるため、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が一緒に楽しめるような施設整備を行う。

⑰ 修景施設

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が景色を楽しんだり、花や水辺等に触れることができるような施設整備を行う。

⑱ 遊戯施設

多様な年齢層の人が能力の差異に応じて楽しめるような施設整備を行う。

⑲ 運動施設

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が無理なくスポーツを楽しんだり、健康増進ができるような施設整備を行う。また、競技施設だけでなく、更衣等の準備、休憩、観戦等のための施設についても配慮する。

なお①～⑲までの施設については、それぞれ整備基準（遵守基準）について「参考図」とともに解説がある（膨大な紙幅になるので省略）。また主な施設については「望ましい整備」について全て基準に適合させるとしている。

## ＜東京都条例との関係＞ 町田市の考え方

区市町村の条例に、都の整備基準に適合させるための措置と同等以上に、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用できる措置を講ずるように定めている場合、整備基準や届出、勧告等の規定については、東京都福祉のまちづくり条例は適用しないこととされている。

そこで、町田市においては市の整備基準を、都の整備基準と同等か同等以上としている。

## 5. 今後の課題

ここまでみてきたように、公共施設だけでなく民間施設においてもバリアフリーやユニバーサルデザインの取りくみは、国の法制度や整備基準、マニュアル等の度重なる改正、東京都の同様な改正による精緻化によって、飛躍的にすすんできた。

私が道路や公園、鉄道施設などのバリアフリー・チェックに取り組んだのは20数年前のことになるが、現状は隔世の感がある。しかし、まだまだ課題は多い。今後の課題は、市区町村の取りくみにあると考える。とりわけ条例未制定の市区町村には、一層の奮起を望みたい。

公共施設や利用者の多い民間施設はもちろんのこと、小規模の店舗等もバリアフリーユニバーサルデザインの考えたか取り入れ、運営していくことは避けられない。その時必要なのは、利用者すべての意見をどのように取り入れるかである。東京都は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」において次のように促している。

## ＜当事者参画の考え方＞

ユニバーサルデザインの考え方に立って施設の環境整備を進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握しておく必要があります。

施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等による検証や意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用していくことが重要です。

次の計画にも反映し、さらに使いやすく、より良い整備に努めることができるだけでなく、維持管理面での工夫や適切な人的サポートにもつなげることができます。

このように、利用者の多様なニーズにきめ細やかに対応した建築物・道路・公園・公共交通施設等に改善していくために、整備の計画・設計・施工及び施設や設備の運用・管理において、こうした作業の繰り返し（スパイラルアップ）を着実に行うことが重要です。

そして、好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及してノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取組が生まれ、当事者参画の機会が更に増えることが求められています。

このような「当事者参画の考え方」は、市区町村こそ実践すべきである。事例として紹介

した世田谷区や町田市をはじめ、条例制定自治体はすでに取り組みられているが、先述のように課題は条例未制定自治体である。今後の取組みを期待したい。

#### <参考資料>

■町田市福祉のまちづくり総合推進条例の概要

[https://www.city.machida.tokyo.jp/iryoyomachi/machidukurimanualkenchiku.files/03gaiyou\\_seibiml.pdf](https://www.city.machida.tokyo.jp/iryoyomachi/machidukurimanualkenchiku.files/03gaiyou_seibiml.pdf)

■（公財）地方自治研究機構（条例の動き）

[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/149\\_barrier-free.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/149_barrier-free.htm)

■東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（令和5年10月1日施行）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual105.html>

店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/tenponaibu.html>

東京都福祉のまちづくり条例 整備基準への適合努力義務（第14条）

[https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/gl01RG00000682.html#e00000231](https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/gl01RG00000682.html#e00000231)

区市町村・事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/kokoro\\_joho/kokoro\\_joho.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/kokoro_joho/kokoro_joho.html)

■世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル（令和2年）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/001/d00136475.html>

届出のご案内

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/001/d00004931.html>

■町田市HP 整備基準等マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）（2022年規則改正対応）追補版について

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryoyomachi/machidukurimanual-doro.html>

■八王子市 東京都福祉のまちづくり条例

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ab005/ac846/ac6579/p003933.html>